

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………
……………四

規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十六号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例

施行規則の一部を改正する規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則

（昭和三十九年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一の部一の款4の項(1)中「千六百三十円」を「千五百八十円」に改め、同項(2)中「千五百四十円」を「千五百円」に改め、同項(3)中「二千六百六十円」を「二千九百円」に改め、同部三の款1の項(3)中「五百十円」を「五百三十円」に改め、同款2の項(1)ア中「二千八百八十円」を「二千九百六十円」に改め、同項(2)中「千三百六十円」を「千四百四十円」に改め、同項(4)オ中「四千七百五十円」を「四千七百四十円」に改め、同項(5)イ中「五千三百七十円」を「五千五百三十円」に改め、同項(7)ア中「千四百四十円」を「千四百八十円」に改め、同項(7)イ中「千八百四十円」を「千九百二十円」に改め、同項(7)ウ中「二千三百二十円」を「二千四百八十円」に改め、同項(8)中「千五百十円」を「千四百七十円」に改め、同部四の款1の項(3)ア、イ及びエ中「八百九十円」を「八百七十円」に改め、同項(4)エ中「八百四十円」を「八百十円」に改め、同項(10)ク中「二千七百二十円」を「二千六百四十円」に改め、同項(11)ア及びイ中「千六百五十円」を「千六百二十円」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和六年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第五百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第六百五十七号及び令和六年東京都告示第十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月二十四日

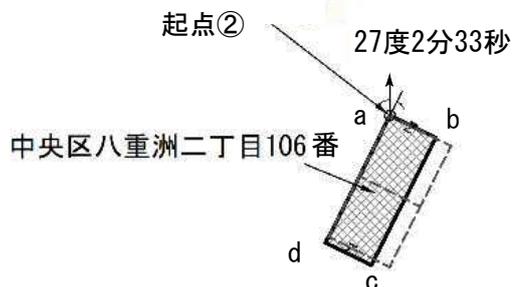
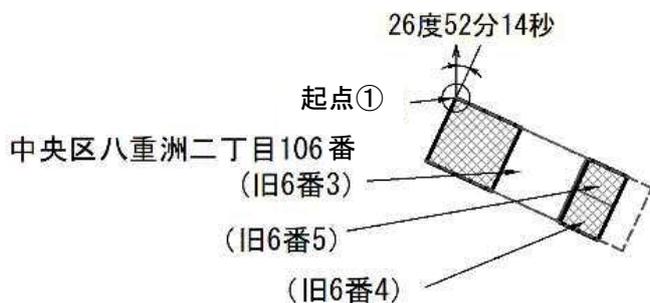
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区八重洲二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

なかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



座標一覧表

世界測地系		
No.	X	Y
a(起点)	-35678.966	-5813.420
b	-35682.302	-5806.725
c	-35701.019	-5816.264
d	-35697.657	-5822.961

測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算により作成した。

【凡例】

- 単位区画
- 旧筆境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点①	起点①は、中央区八重洲二丁目106番の一部(旧6番3)の最北点とする。
起点②	起点②は、中央区八重洲二丁目106番の一部の最北点(世界測地系座標 X: -35678.966 Y: -5813.420)とする。

【格子の回転角度】

起点①	26度52分14秒
起点②	27度2分33秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和三年東京都告示第千三百九十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

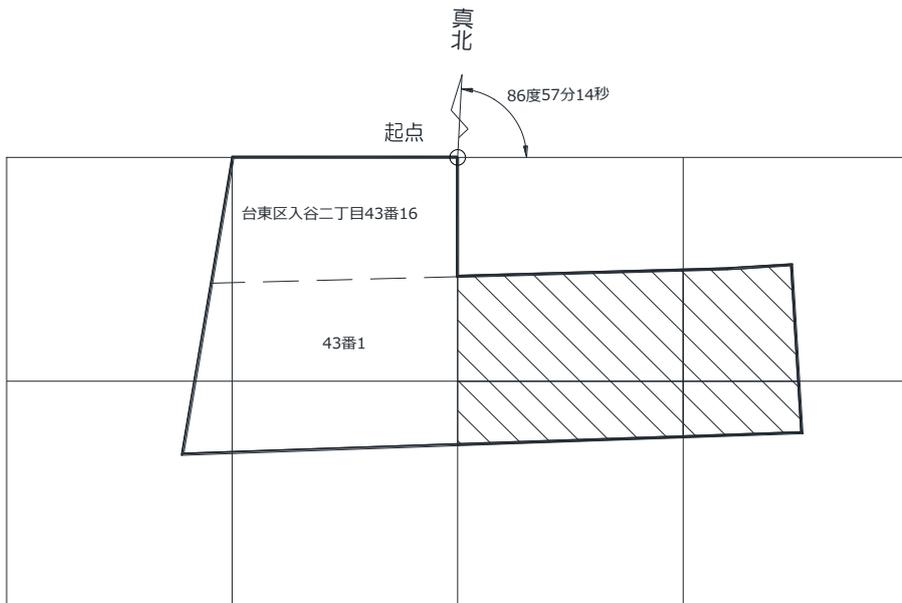
一 指定を解除する区域 別図のとおり（台東区入谷二丁目（目地内））

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、台東区入谷二丁目43番16の最北端とする。

【凡例】

— 敷地境界	▨ 指定を解除する区域
— 単区区画	--- 筆境界

【格子の回転角度(86度57分14秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年四月二十四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

そんぼの家S木場公園 江東区平野四丁目十番三号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一

郵便番号
101-0051

